

第1回定例年次総会
2015年度（平成27年度）

議案書

日 時：2015年 6月20日（土）

15：40～17：00（予定）

会 場：佐藤水産本店文化ホール（中央区北4条西3丁目 交洋ビル3F）

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会 第1回総会次第

1. 開 会
2. 議 長 選 出
3. 議事録署名人選出
4. 資格審査報告
5. 議 事
 - 第1号議案 2014年度（平成26年度）事業報告について
 - 第2号議案 2014年度（平成26年度）決算報告について
 - 第3号議案 2014年度監査報告について
 - 第4号議案 2015年度（平成27年度）事業計画について
 - 第5号議案 2015年度（平成27年度）予算について
 - 第6号議案 理事の選出について
 - 第7号議案 「会費規則」の制定
 - 第8号議案 「報酬規則」の制定
6. 議 長 退 任
7. 閉 会

2014年(平成26年)度 (一社)北海道高齢者向け住宅事業者協会事業報告書

1 事業実施概要

2014年度は、本会設立3年目となったが、2014年度末(2015年3月末)で正会員84社・人(前年比+9社・人)、所属住宅180件(前年比+5件)、賛助会員64社・人(前年比-15社・人)の合計148社・人(前年比-6社・人)と、合計では前年度とほぼ同じとなった。

9月には臨時総会を開催し、10月より昨年来の懸案であった一般社団法人化を果たした。

事業としては、定期的な勉強会の開催や住宅フェア、市民セミナーを開催するとともに、会員向けレポート「北海道のサービス付き高齢者向け住宅登録の動向」を四半期ごとに作成・配布し、会員向けサービスを継続した。また、昨年までは国庫補助事業として実施していた「サービス付き高齢者向け住宅等相談員養成研修」を特定非営利活動法人シーズネットより引き継ぎ、本会の自主事業とし、春・秋の2回を実施した。さらに、ホームページで定期的に情報発信することなどにより、一般市民への高齢者向け住宅ならびに本会の周知に取り組んだ。

2 事業活動

(1) 法人化

昨年来の懸案であった一般社団法人化について、8月には団体登記、9月6日に臨時総会を開催し、「任意団体北海道高齢者向け住宅事業者連絡会」を解散、「一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会」発足を決議した。対外的には10月1日より一般社団法人となった。

(2) 高齢者向け住宅および本会の周知活動

1) 住宅フェアの開催

9月6日(土)に第4回北海道高齢者向け住宅フェアを自治労会館で開催した。入場者数は、約160名と過去最低で前回の約170名をさらに下回る結果となった。この結果は、前回は反省点としてあげていたPR不足もあるが、①これまで「入居を希望する方と入居を募集する事業者の引き合わせの場をつくる」ことを目指して開催してきたが、そもそも入居を希望する方は会場に来られない状況の方が多いこと、②本会が住宅フェアを始めた4年前に比べ、同種のイベントや終活イベント等、高齢者を対象とするイベントが格段に増加したこと、などが原因として考えられ、今後の開催の是非を含め議論が必要と思われる。

なお、出展事業者数は18社(前回26社)であった。セミナーは、前回4本であったが、出展者と来場者の面談時間を確保するため2本に絞って実施するとともに、初めての試みとして、出展者の自己PRタイムを設けた。

セミナー①「地域包括ケアの土台はサ高住」フリージャーナリスト 浅川 澄一氏

セミナー②「認知症とその予防」勤医協中央病院名誉院長 伊古田 俊夫氏

2) 会のホームページの充実

2012年5月に開設したホームページについては、こまめに本会主催のイベント等の案内をはじめ。高齢者住まい関係の行政発表、マスコミ報道を掲載し、昨年の50～70アクセス(1日)から70～120アクセス(1日)と着実にページ・ビューを伸ばし、最大では179アクセスの日もあった。

ただし、会員向けサイトの利用がほとんどないのは変わっておらず、課題として残っている。

3) 事業者・市民セミナーの開催

・高齢者向け住宅について事業者への情報提供と市民への周知のため事業者・市民セミナーを開催した。

○6月21日(土) 北農健保会館3階 大会議室 参加者数：約100名
市民セミナー(第3回総会)「高齢者の住まいの現在と未来」

講師：小野田 吉純氏(国土交通省住宅局安心居住推進課 企画専門官)

○3月28日(土) エルプラザ3階 ホール 参加者数：約130名
市民セミナー「高齢者の住まいと生活」

第1部 「介護保険改正と高齢者住宅」

講師：網谷 敏数氏(株式会社高齢者住宅新聞社 代表取締役社長)

*本市民セミナーは、特定非営利活動法人シーズネットに共催して実施し、第2部、第3部はシーズネットで実施した傾聴・共食ボランティア事業の報告会を兼ねて開催された。

(3) 事業者勉強会、事例検討会等の会員向け研修・情報提供

1) サービス付き高齢者向け住宅等生活相談員養成研修

・平成24年度高齢者等居住安定化推進事業として国土交通省の補助を受け、NPO法人シーズネットと共同事業として実施してきたが補助の終了した本年度より本会の主催・運営で、カリキュラムの一部を見直しながら春・秋の2回を実施した。補助事業時を含め通算5回の開催で、受講者は延べ105名となった。

第1回(通算4回) 5月24日(土)、25日(日)、6月6日(金)、7日(土)、8日(日)
NPO法人シーズネット研修室 受講者数：20名

第2回(通算5回) 11月8日(土)、9日(日)、28日(金)、29日(土)、30日(日)
NPO法人シーズネット研修室 受講者数：17名

2) 事業者勉強会

- ・高齢者向け住宅の質の向上を図るため、事業者勉強会を定期的で開催した。前年度同様、企画広報委員会の企画により6回の事業者勉強会を開催した。

第1回 5月21日(水) かでる2.7・10階 1030会議室 参加者数:19名
「高齢者向け住宅での介護予防」

講師:岡田 しげひこ氏

(理学療法士、特定非営利活動法人HPT 統括部長)

第2回 7月16日(水) かでる2.7・10階 1070会議室 参加者数:34名
「高齢者向け住宅における安否確認とリスク管理」

講師:石田 幸子氏

(株アルワン 代表取締役、北海道高齢者向け住宅事業者連絡会理事・副会長)

講師:齋藤 かつ子氏(株アルワン 介護統括、小規模多機能さくらの森管理者)

第3回 9月18日(木) かでる2.7・7階 710会議室 参加者数:52名
「サービス付き高齢者向け住宅の立入検査での対応」

講師:鹿野 憲氏

(株北海道勤労者在宅医療福祉協会 グループ法人住居系サービス統括責任者、北海道高齢者向け住宅事業者連絡会理事・副会長)

第4回 11月25日(火) かでる2.7・7階 730会議室 参加者数:15名
「高齢者向け住宅での館内行事～地域に開くイベントの開催～」

報告1:佐々木 洋司氏(サ高住 あじさい館すみかわ・(株)ファイブスター札幌)

報告2:白崎 邦彦氏(サ高住 アルスタウン・オヤコ寝装(株)代表取締役)

報告3:大沼 弘幸氏(芸術の森シルトピア・(株)芸術の森シルトピア事業企画推進部)

第5回 1月21日(水) かでる2.7・7階 710会議室 参加者数:17名
「高齢者向け住宅での医療連携～事例から考える連携の在り方～」

講師:吉澤 朝弘氏(医師 勤医協札幌西区病院 在宅医療部長)

講師:池田 枝里氏(看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士)

北海道大野病院 居宅介護支援事業所長兼訪問看護ステーション所長)

第6回 3月18日(水) かでる2.7・7階 710会議室 参加者数:25名
「我が社が提案する高齢者向け住宅での食事提供」

講師1:綱島 秀泰氏(株)日総 営業統轄本部営業推進部課長)

講師2:山岸 徹也氏(シダックス(株) 北海道営業推進部課長代理)

講師3:山田 秀樹氏(日清医療食品(株) 北海道支店営業部マネージャー)

長坂 あすか氏(日清医療食品(株) 北海道支店営業部)

3) 事例検討会

- ・サ高住等相談員養成研修実施の知見から高齢者向け住宅での困難事例の検討会の有用性に気づき、本年度から事例検討会を開催することとした。

当初は定期的な開催を目指していたが、事例提供者に苦慮し、3回の開催となった。

第1回 5月9日(金) かでる2・7階 730会議室 参加者数：31名

事例1：スタッフを信頼していない認知症入居者への対応について

事例2：住まいとケアマネ、外部サービスの関係の事例について

アドバイザー：矢崎 一雄氏 (医師 医療法人財団 老蘇会 理事長)

アドバイザー：末長 宏章氏 (弁護士 末長法律事務所)

アドバイザー：鈴木 英樹氏 (理学療法士 北海道医療大学教授)

アドバイザー：長井 卷子氏 (医療法人豊生会本部 地域包括ケア推進部)

コーディネーター：奥田 龍人 (北海道高齢者向け住宅事業者連絡会会長)

第2回 6月13日(金) NPO法人シーズネット研修室 参加者数：33名

事例1：本人の財産管理について子供達でもめている事例

事例2：あらゆる事柄に対して拒否的態度を取る事例

アドバイザー：小嶋 一氏 (医師 医療法人溪仁会 手稲家庭医療クリニック 院長)

アドバイザー：末長 宏章氏 (弁護士 末長法律事務所)

アドバイザー：鈴木 英樹氏 (理学療法士 北海道医療大学教授)

アドバイザー：長井 卷子氏 (医療法人豊生会本部 地域包括ケア推進部)

コーディネーター：奥田 龍人 (北海道高齢者向け住宅事業者連絡会会長)

第3回 2月13日(水) NPO法人シーズネット研修室 参加者数：28名

事例1：金銭を巡る夫婦間の争い

事例2：看取りに向けた本人の意思尊重と関係者の合意形成について

アドバイザー：小嶋 一氏 (医師 医療法人溪仁会 手稲家庭医療クリニック 院長)

アドバイザー：高橋 智美氏 (弁護士 諏訪・高橋法律事務所)

アドバイザー：鈴木 英樹氏 (理学療法士 北海道医療大学教授)

アドバイザー：長井 卷子氏 (医療法人豊生会本部 地域包括ケア推進部)

コーディネーター：佐藤 珠美氏 (認定ケアマネージャー)

4) 看取り勉強会

- ・事業者勉強会とは別に開催していた「高齢者向け住宅における看取り支援」をテーマとする勉強会は、一度だけの開催となった。

第4回 4月22日(火) NPO法人シーズネット研修室 参加者数：15名

「看取りの法的側面」

講師：松下 孝広氏 (弁護士 一級FP技能士 CFP)

(4) 会員の相談対応

会員から持ち込まれた事業運営の課題、入居者の処遇などの相談に対応した。前年は10件程度の問い合わせを受けたが今年度は5件程度であった。9月、札幌市より「有料老人ホームの届け出について(通知)」の送付後、会員より問い合わせがあり、三役で市の担当係と打ち合わせを行いその結果については、会員向けレポート「北海道のサービス付き高齢者向け住宅の動向 Vol17 2014. 11. 30現在」のトピック欄で報告をした。

ホームページ上にも会員のための、相互に相談・回答がしあえるコーナーを設け、年頭に文書で周知もおこなったがやはり利用が進んでいない。

(5) 自己評価・相互評価・外部評価の実施

本年度は本項に関し具体的な動きはできなかった。一昨年、申込者が少なく中止とした「高齢者向け住宅の自己評価研修会」を来年度に再度実施したい。

(6) 被虐待高齢者、行き場のない高齢者の支援

本年度は本項に関し具体的な動きはできなかったが、年度末より新規活動準備委員会において検討を始めたところである。

(7) 第三者委員としての苦情対応

事業者、入居者からの苦情相談はとくになかった。年度末より新規活動準備委員会において仕組みについて検討を始めたところである。

(8) 行政との連携

北海道、札幌市等の自治体には個別のイベントへの後援等をいただいたほか、数度の面談の場をもった。しかしながら継続的な情報交換の「場」を持つなどにはいたっていないので、明年度は、さらに本会活動について協力をいただけるよう働きかける。

(9) 本会の周知活動

1) 会員向けレポート「北海道のサービス付き高齢者向け住宅登録の動向」を定期発行。

2013年8月より会員向けレポートとして「北海道のサービス付き高齢者向け住宅登録の動向」を作成し、本年度も年4回(四半期ごと)、定期的に発行した。会員外には有料サービスであるが、現在4社が利用している。

3 組織運営

(1) 理事会の開催

次の通り、理事会を開催した。また、全ての理事会の議事録をホームページに公表した。

4月18日(金) 第1回(通算13回)理事会 7名出席

本年度事業計画・法人化・総会について

5月22日(木) 第2回(通算14回)理事会 8名出席

本年度事業計画・法人化・総会について

7月23日(水) 第3回(通算15回)理事会 6名出席

本年度事業の具体的な進め方・法人化・住宅フェアについて

10月27日(月) 第4回(通算16回)理事会 7名出席

会員向け損害保険・矢満田理事退任・事務局員への報酬支払・札幌市「有料老人ホームの届け出について(通知)」の対応について

(2) 委員会の運営

1) 企画広報委員会

10月27日(月) 第3回委員会 4名出席 年度後半の事業者勉強会内容を協議

12月5日(木) 第4回委員会 3名出席 1月、3月開催事業者勉強会内容を協議

2月25日(水) 第5回委員会 3名出席 新年度の事業者勉強会テーマを協議

3月16日(月) 第6回委員会 4名出席

新年度の事業者勉強会テーマについて会員アンケート結果を踏まえ協議

2) 新規活動準備委員会

3月6日(金) 第1回委員会 2名出席 検討すべき事業の確認と今後の進め方を協議

(3) 事務局体制

年度当初、4月～10月まではボランティアによる事務局運営としていたが、11月以降は、事務局業務委託契約を締結して事務局業務を実施している。

(第2号議案)

2014年度 (一社)北海道高齢者向け住宅事業者協会 決算書 2014年10月1日~2015年3月31日
 収入 (単位:円)

項目	予算	決算	増減	備考
正会員会費	--	15,000	--	2事業者・個人
賛助会員会費	--	30,000	--	3社・個人
参加料収入	--	85,000	--	事業者勉強会、事例検討会等
研修等収入	--	613,200	--	相談員養成研修、テキスト販売等
その他の収入	--	2,655,377	--	高住連からの引き継ぎ財産
雑収入	--	26,360	--	チラシ同封料等、受取利息
計	--	3,424,937	--	

支出

(単位:円)

項目	予算	決算	増減	備考
外注費	--	79,808	--	サ高住登録の動向データ集計等
通信運搬費	--	187,861	--	郵送費、電話料金
旅費交通費	--	152,830	--	事務局業務委託者通勤費、各講師交通費、ガソリン代、駐車場料金等
印刷製本費	--	76,572	--	外注の各種チラシ等
交際費	--	19,000	--	講師接待等
会議費	--	2,064	--	理事会、委員会等の飲料
消耗品費	--	61,439	--	封筒、コピー用紙、プリンタインク、ラベルシート等
消耗什器備品費	--	20,000	--	ノートPC
新聞図書費	--	22,830	--	高齢者住宅新聞、シルバー新報、介護新聞等
諸謝金	--	363,092	--	市民セミナー講師、各研修講師、勉強会講師、事例検討会アドバイザー等
賃金(委託費)	--	267,288	--	事務局業務、会計業務
支払手数料	--	1,188	--	
家賃	--	502,460	--	家賃(コピー代、印刷機利用料等を含む)
賃借料	--	65,480	--	市民セミナー、各研修、事業者勉強会等会場費
雑費	--	2,000	--	
計	--	1,823,912	--	

収入 3,424,937 - 支出 1,823,912 = 1,601,025(次期繰越金)

*本決算は、一般社団法人化後の2014年10月1日からの6カ月間の決算です。また、一般社団法人化に伴い会計処理における項目見直しのため、前年度の予算と連続性がなく、対比ができません。また、「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書(経費内訳書)」、「財産目録」については別紙を参照ください。

*監査報告書については総会当日の提出とさせていただきます

2014年度 一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会 監査報告書

2015年(平成27年) 月 日

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会

会長 奥田 龍人 殿

監事 _____

監事 _____

私たちは、2014年(2014年4月1日から2015年3月31日、決算書のみ2014年10月1日から2015年3月31日)の一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会の業務および財産の状況と事業報告書および決算書について監査を実施いたしました。

私たちは理事の業務および財産の状況に関する監査にあたり、帳簿や証拠書類の照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、本会の業務は適切に執行され、会計処理については一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されていると認められました。

よって、私たちは、上記の事業報告書および計算書類が一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会の2014年度、2015年3月31日をもって終了する事業年度の業務執行状況および同日現在の財産の状況を適切に表示しているものと認めます。

以上

2015年度 一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会 事業計画(案)

1 基本方針

2015年度は、昨年的一般社団法人化で法人格を得て、本会の目的である高齢者向け住宅の周知活動と質の向上を目指し、これまで実施してきた研修会等を継続するほか、様々な社会資源と高齢者向け住まいの橋渡しの仕組みづくりにより、高齢者向け住宅の質向上と協会の財務体質強化を同時に図ることとしたい。

2 事業活動

1) 事業者勉強会、事例検討会、事業者・市民セミナーの定期的開催

継・高齢者向け住宅の質の向上を図るため、事業者勉強会を2ヶ月毎、奇数月に開催する。内容は本会の企画広報委員会で企画する。

継・高齢者向け住宅での処遇に関する「事例検討会」を2ヶ月毎、偶数月に開催する。

継・6月の総会時と3月に事業者・市民セミナーを開催する。

2) 「サービス付き高齢者向け住宅等相談員養成研修」の開催

継・昨年度より、自主事業として開催している研修について、本年度も春季(5、6月)、秋季(10、11月)の2回開催で実施する。

3) 「サービス付き高齢者向け住宅等事業者・管理者研修」の開催

新・相談員養成研修の実施を通し、相談員の研修とならんで、事業者・管理者研修の重要性を感じたことから、今年新規にカリキュラムを検討し実施する。なお実施は7月を予定。

4) 「サービス付き高齢者向け住宅等虐待防止研修」の開催

新・サービス付き高齢者向け住宅の登録にあつては、「高齢者の虐待防止策に関する確認書」の提出が必須とされるが、本確認書において「職員に虐待等の防止等に係る研修を実施する」ものとしており、これに対応する研修を実施する。なお、実施に当たっては、適切な専門家にカリキュラム・テキストの検討から参加いただくこととし、最初の実施は9月を予定する。

5) 「(仮)高住協外部サービス斡旋・仲介事業」の検討と実施

新・高齢者向け住宅においては、人員配置や内部資源に恵まれているところは少ない。そのため外部資源の活用が必須であるが、それらの資源の存在が周知されているとも言えない。

そこで、高住協においてこれらの外部資源をリスト化し会員をはじめ、高齢者向け住宅に斡旋・仲介する仕組みを造る。コーディネイトを高住協事務局がおこない、手数料を得ることで収入源とする。また、賛助会員にはこれらの外部資源を提供できる事業者も多いことから、これまでなかなか賛助会員に入会後のインセンティブの提供ができなかったことの解消にもつながる。本事業には昨年、試行したりハビリ職の派遣、そして今年シーズネットが実施した傾聴

ボランティアの派遣なども取り込み統合する。仕組みは、新規活動準備委員会で検討を進める。

6) 会員の相談対応の検討と実施

継・会員から持ち込まれた事業運営の課題、入居者の処遇などの相談に対応する。新規事業準備委員会において、仕組みを検討する。本年度前半に検討を続け、後半に試運用し、来年度からの本運用を目指す。

7) 第三者委員としての苦情対応の検討と実施

継・事業者の苦情受付の第三者委員として、苦情対応を受け付ける。本件についても、新規事業準備委員会で、仕組みを検討する。前項の会員の相談対応同様、本年度前半に検討を続け、後半に試運用し、来年度からの本運用を目指す。

8) 高齢者向け住宅の周知活動

検・昨年まで住宅フェアを年1回または2回、開催してきた。「入居を希望する方と入居を募集する事業者の引き合わせの場」を標榜してきたが、実際には入居希望者が高齢でそのような場に必ずしも来場できないこと、また、競合する同種のイベントが多数開催されているので本会として今年度は、「高齢者向け住宅と本会の賛助会員をはじめとした関連事業者の引き合わせの場」となるイベントを開催する。具体的な内容については、企画広報委員会で検討する。

9) 会員相互の交流

新・住宅運営者である正会員にとっても複数の高齢者向け住宅を訪問する機会が少なく、訪問により自己の住宅運営の参考となる。また、正会員と賛助会員との交流も兼ね10月頃実施（一昨年一度実施）する。

10) 行政との連携

継・北海道、札幌市等の自治体に働きかけ、高齢者向け住宅の質の向上に向けた協力を依頼する。

11) 本会の周知活動

継①会のホームページの活性化を図る。

継②会員向けレポートサービス（『北海道の「サービス付き高齢者向け住宅」登録の動向』を年4回発行する。

12) その他

・その他、本会の目的に沿った事業を行う。

3 組織体制

組織図は従来のおりで運営する。なお、事務局業務については、昨年11月に業務委託契約を締結し、その契約を継続する。また、会計業務についても別途嘱託する。

(第5号議案)

2015年度 北海道高齢者向け住宅事業者連絡会 予算(案) 2015年4月1日～2016年3月31日
収入 (単位：円)

項目	予算	前年度予算 (参考)	前年度決算 (10～3月)	前年度決算 からの増減	備 考
正会員会費	1,400,000	1,000,000	15,000	--	95 事業者・個人
賛助会員会費	700,000	750,000	30,000	--	70 社・個人
参加費収入	250,000	250,000	85,000	--	事業者勉強会・事例検討会など
研修等収入	1,200,000	900,000	613,200	--	相談員養成研修等受講料、テキスト販売等
その他収入	700,000	1,550,000	2,655,377	--	住宅フェア、新規仲介事業等
雑収入	50,000	20,000	26,360	--	配布物への同封手数料など
計	4,300,000	4,470,000	3,424,937	--	

支出

(単位：円)

項目	予算	前年度予算 (参考)	前年度決算	前年度決算 からの増減	備 考
外注費	300,000	800,000	79,808	--	サ高住登録の動向データ集計、 会員管理アプリ作成ほか
通信運搬費	400,000	400,000	187,861	--	郵送費、電話料金
旅費交通費	320,000	400,000	152,830	--	事務局業務委託者通勤費、各講 師交通費、駐車場料金等
印刷製本費	100,000	450,000	76,572	--	外注の各種チラシ等
交際費	40,000	10,000	19,000	--	講師接待等
会議費	10,000	10,000	2,064	--	理事会、委員会等の飲料
消耗品費	230,000	340,000	61,439	--	封筒、コピー用紙、プリンタイ ンク、ラベルシート等
消耗什器備品費	50,000	150,000	20,000	--	ノートPC、キャビネット等
新聞図書費	70,000	70,000	22,830	--	高齢者住宅新聞、シルバー新 報、介護新聞等
諸謝金	550,000	350,000	363,092	--	市民セミナー・各研修・勉強会 等の講師、事例検討会アドバイ ザー等
賃金(委託費)	1,000,000	0	267,288	--	事務局業務、会計業務
支払手数料	10,000	10,000	1,188	--	
家賃	1,000,000	1,000,000	502,460	--	家賃(コピー代、印刷機利用料 等を含む)
賃借料	150,000	400,000	65,480	--	市民セミナー、各研修、事業者 勉強会等会場費
雑費	20,000	30,000	2,000	--	
予備費	50,000	50,000	0	--	
計	4,300,000	4,470,000	1,823,912	--	

繰越金等

(単位：円)

項目	予算	前年度予算 (参考)	前年度決算	前年度決算 からの増減	備 考
当期増減額(予定)	0	--	--	--	
前期繰越額	1,601,025	--	--	--	
計(次期繰越予定)	1,601,025	--	--	--	

*会計処理における項目を見直したため、「前年度予算」の各項目は参考額となります。

また、「前年度決算からの増減」は前年度が半年決算のため算出していません。

役員を選出(案)について

役員任期は、定款第24条(任期)により2年(ただし、再任を妨げない)と定めており、今期は改選期ではないが2名の理事より退任の申し出があったことと、定款第20条で定める役員定数を充足するため、4名を新たに選出する。定款第13条(権限)において「(2)理事及び監事の選任又は解任」は、社員総会決議事項のため、新役員を次の通り提案する。

理事(現任)	天野 佐智子(株式会社ろく舎)
理事(現任)	石田 幸子(株式会社アルワン)
理事(現任)	奥田 龍人(奥田社会福祉士事務所)
理事(現任)	川尻 明(株式会社健康会)
理事(現任)	鹿野 憲(株式会社北海道勤労者在宅医療福祉協会)
理事(現任)	沼田 典子(株式会社あいりん)
理事候補(新任)	梅澤 秀幸(株式会社ファイブスター札幌)
理事候補(新任)	下川 孝志(有限会社静内ケアセンター・新ひだか町)
理事候補(新任)	関口 由美(株式会社尚進)
理事候補(新任)	本見 守都巳(株式会社エムリンクホールディングス・北見市)
監事(現任)	杉岡 直人(北星学園大学社会福祉学部教授)
監事(現任)	棟 達也(棟達也税理士事務所)
監事(現任)	山本 明恵(NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォーム理事長)
退任理事	村井 一幸(株式会社エムリンク)
退任理事	矢満田 賢司(有限会社タウン白楊)

「会費規則」の制定について

以下の(案)の通り定款第7条にもとづき「会費規則」を制定する。

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会 細則第1号〔会費規則〕(案)

(適用)

第1条 一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会(以下、「本会」と略す。)の会費について、本会の定款第7条に規定することのほかは、この規則による。

(会費の金額)

第2条 本会の正会員であって、定款第5条2項(1)に該当する者の会費は、当年度の4月1日現在の住宅棟数に応じ、次の通りとする。

1棟	年額 10,000円
2～5棟	年額 20,000円
6～9棟	年額 30,000円
10棟以上	年額 50,000円

2 本会の正会員であって、定款第5条2項(2)に該当する者の会費は、年額 10,000円とする。

3 本会の賛助会員の会費は、年額 10,000円とする。

(会費の納入規定)

第3条 会員は、毎年4月末日までに、会費の全額を納入しなければならない。但し、新規会員は入会時に会費の全額を納入するものとする。

2 会費は、本会設立初年度を除き、3月に請求する。但し、新規会員には入会時に請求する。

(会費の納入方法)

第4条 会費の納入方法は、会長が別に定める銀行への振込みとする。

2 会費の納入に要する振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

(会費の不返還)

第5条 既納の会費は、理由の如何を問わず、返還しない。

(会費滞納者の取扱い)

第6条 事務局は、事業年度の会費を納入していない会員に対して、当年度の5月中に全額納付の督促手続きをとらなければならない。

2 会員が事業年度の6月末日現在で会費を滞納したときは、定款第10条(2)の規定により、会員資格を喪失する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則1

1. この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2. この細則にて入会金の規定をするまでの期間は、会員は定款第7条に規定する入会金を納めることを要しない。

「報酬規則」の制定について

以下の(案)の通り、定款第26条にもとづき「報酬規則」を制定する。

一般社団法人北海道高齢者向け住宅事業者協会細則第2号〔報酬規則〕(案)

(目的及び意義)

第1条 この規則は、この法人の定款の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事は無報酬とする。
- 3 監事の報酬については、各々の職務内容等を勘案し、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(交通費)

第4条 役員には、理事会等の会議に出席の都度、交通費として実費を支給する。

- 2 上記の交通費は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

- ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 負担した費用については、実費額を確認する書類を提出しなければならない。

(細則の変更)

第6条 この細則は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則1

3. この細則は、平成27年4月1日から施行する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号：

その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。